

鳥栖市保育料金額表（月額）

■保育認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の 0～2 歳児

単位：円

各月初日の小学校就学前児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）	
階層区分	定義		保育標準 時間認定者	保育短時間 認定者
A	生活保護世帯等		0	0
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
B 2		ひとり親世帯等以外の世帯	0	0
C 1	市町村民税 所得割課税額 48,600 円未満	ひとり親世帯等	7,700	7,600
C 2		ひとり親世帯等以外の世帯	16,500	16,200
D 1-1	48,600 円以上 64,700 円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
D 1-2	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	21,500	21,100
D 1-3	57,700 円以上 64,700 円未満		21,500	21,100
D 2-1	64,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
D 2-2	77,101 円以上 80,800 円未満	ひとり親世帯等	24,500	24,100
D 2-3	64,700 円以上 80,800 円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	24,500	24,100
D 3	80,800 円以上 97,000 円未満		27,500	27,000
D 4	97,000 円以上 121,000 円未満		30,500	30,000
D 5	121,000 円以上 145,000 円未満		33,500	32,900
D 6	145,000 円以上 169,000 円未満		37,500	36,900
D 7	169,000 円以上 202,000 円未満		41,500	40,800
D 8	202,000 円以上 235,000 円未満		45,500	44,700
D 9	235,000 円以上 268,000 円未満		49,500	48,700
D 1 0	268,000 円以上 301,000 円未満		53,500	52,600
D 1 1	301,000 円以上 349,000 円未満		57,500	56,500
D 1 2	349,000 円以上 397,000 円未満		59,500	58,500

D 1 3	397,000 円以上	59,500	58,500
-------	-------------	--------	--------

階層区分や子どもの人数により金額が変わります

階層区分	兄弟について	適用額
C 1 D 1-1 D 2-1	同一世帯に兄、姉がない最年長者の就園児 (第 1 子)	金額表に定める額
	同一世帯に兄、姉を有している就園児 (第 2 子以降)	0 円
C 2 D 1-2	同一世帯に兄、姉がない最年長者の就園児 (第 1 子)	金額表に定める額
	同一世帯に兄、姉を 1 人有している次年長者の就園児 (第 2 子)	金額表に定める額 × 1 / 2
	同一世帯に兄、姉を 2 人以上有している就園児 (第 3 子以降)	0 円
D 1-3 D 2-2 D 2-3 D 3 }	同一世帯に小学校就学前の兄、姉がない就園児 (第 1 子)	金額表に定める額
	同一世帯に小学校就学前の兄、姉を 1 人有している就園児 (第 2 子)	金額表に定める額 × 1 / 2
D 1 3	同一世帯に小学校就学前の兄、姉を 2 人以上有している就園児 (第 3 子以降)	0 円

※ 100 円未満の端数が生じる場合にあっては、端数切り捨てとなります。

※ この表において「保育標準時間認定者」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 4 条第 1 項の規定による 1 月当たり平均 275 時間まで(1 日当たり 11 時間までに限る。)の保育必要量の認定を受けた方です。

※ この表において「保育短時間認定者」とは、子ども・子育て支援法施行規則第 4 条第 1 項の規定による 1 月当たり平均 200 時間まで(1 日当たり 8 時間までに限る。)の保育必要量の認定を受けた方です。

※ この表において「小学校就学前児童」とは、小学校就学前で保育所、幼稚園、地域型保育事業所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援を利用している児童です。

※ 4 月から 8 月は前年度の市町村民税、9 月から 3 月は当年度の市町村民税に基づき算定します。保育料算定のための市町村民税は、地方税法による住宅借入金特別控除や寄付金控除等の適用前の金額となります。

※ 0～2 歳児の保育料には、毎月の給食費を含みます。

保育認定の 3 歳児～5 歳児、教育認定児(満 3 歳～5 歳児)の保育料は、令和元年 10 月からの「幼児教育・保育の無償化」により、無償となりました。
※ただし、給食費をはじめとする園が指定する実費の負担は必要です。